

電子複写不可

南部スマトラ } 方面
北 哇
北部スマトラ }

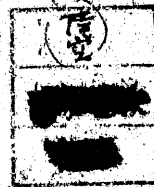
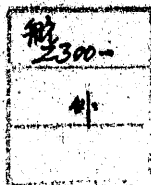
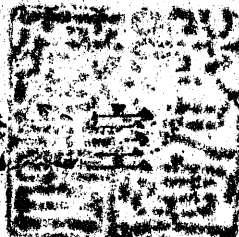
航空作戦記録

昭和21年8月調製

同 24年5月複製

第一復員局

防衛省 航空作戦記録



0088

南部スマトラ
 爪哇方面
 北部スマトラ
 航空作戦記録

中3飛行集団作戦主任参謀 宮子實中佐の記述
 による。

冊
 2300
 外

陸空
 南方進攻
 150

ラベル
 標示
 である。

昭和 21 年 8 月 調 整
 昭和 24 年 5 月 調 整
 第 1 復 員 局

防衛研修所戦史室

0089

昭和20年10月12日附し戦争記録調査の指示し即ち日本国政府宛命令才126号により日本國陸軍省並に同參謀本部の所有する軍部の歴史的諸記録及正式諸記録は本措置によつて調査せられることとなつたし註し。日本陸軍省と參謀本部は解体し且従来の諸機能は復員局へ移管となつた。一般的調査業務は復員局によつて継続せられ一環した作戦記録が作られた。これらの作戦記録を作製準備すべき細部の指示はし日本戦史しに関する昭和20年12月15日附及同21年1月21日附の覚書中にある。

本作戦記録にある基礎資料は元將校によつて作製せられたものである。此等元將校は作戦間大兵団内の指揮に当り或は參謀系統に属したものである。こゝで注意を喚起するの要ある点は空爆と火災による甚大な破壊のため東京記録は失われ資料の大半は記憶により再編修せられたことである。

この種記録の作成に当り前に必要なる当時の命令、計画、部隊日誌等(原本)の大部は作戦間乃至空襲中に滅失した為にその数少なく資料編纂の仕事を極めて困難ならしめた。殊にその甚だしかつたのは軍務局及作戦部にあるべき兵力に関する正式記録を全く欠如していた点であつた。然し重要な命令、計画、概算等の多くは記憶により再生され従つて原本と一字一句同一とは云えないがそれは概して正確且信頼性のあるものであると思われる。更に調査の継続と従来利用し得なかつた原文記録の偶然的発見によつて諸資料は復員局によつて作られる今後し補遺しに記録せられる豫定である。

し註し 本覚書に基ずく措置並次で採られた詳細なる諸指示は連合軍司令部才2部長によつて出された。同才2部長は1945年10月2日の連合軍一般命令才9号によつてその計画を遂行する責任を持つていたものである。

日本陸軍の資料を利用するに当り米國の利益を保護せんが為、一般命令才9号の才4項に於て日本政府の保管しある敵國書類及作製記載せる書類の再調査を規定した。19

0090

46年夏日本政府が提出した才1回の作戦記録を仔細に検討せる結果日本側に戦史記載の程度に関し誤解のあつたことを認めた。仍つて1946年11月21日才2部長は指示を与えた。これによつて日本政府は更に広範囲に亘り日本軍の作戦を記録することゝなつた。斯くて才2部は連合軍翻訳及通訳部に小規模の歴史調査課を設けつゝ全野面の協調を取り得るに至つた。

0091

南部スマトラ

爪哇方面航空作戦記録

北部スマトラ

昭和21年8月調製

昭和24年5月複製

才1復員局

0092

航空作戦記録の編纂準拠下記の如し。

1. 陸軍大学校教官石川普大佐、堂園勝二大佐等が航空関係学生の教育資料として蒐集しありたる一部記録を主体とす。
2. 前項記録を基礎とし当時の才三飛行集団作戦主任参謀宮子実大佐が更に増補修正したるものなり。

1
5

0093